

株 主 各 位

神奈川県厚木市元町2番1号
相模ゴム工業株式会社
代表取締役社長 大 跡 一 郎

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

本年4月の熊本地震により、被災されました株主の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市元町2番1号
当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sagami-gomu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用環境等の改善を受けて個人消費が増加し、緩やかな景気回復が見られました。一方、わが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策により、企業業績や雇用・所得の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移しましたが、中国ほか新興国の成長鈍化による輸出や個人消費の伸び悩み等により、国内景気の回復に不透明感が強まってまいりました。

このような環境のもと、当社グループは新たな飛躍のステージを迎え、生産能力の強化や設備の拡充を進め、世界でも秀でた技術力を生かし、国内外への積極的な販売活動を行い、持続的な成長に取り組んでまいりました。

ヘルスケア事業においては、中国をはじめとする旺盛な海外需要や訪日観光客の増加に伴う新市場が拡大する中で、サガミオリジナルの確固たる競争優位性を確立し、サガミオリジナル001（ゼロゼロワン）の十分な供給量を確保するために、ポリウレタン製コンドームの増産に向けた生産・販売体制の速やかな実現に努めてまいりました。

プラスチック製品事業は、原油・ナフサ市場が低水準で推移したことから、厳しい市場環境にあった食品・生活雑貨等の包装資材の収益が改善し、高機能フィルムの開発や提案営業による新規顧客の獲得を進めてまいりました。

その他の事業では介護事業を中心とし、信頼を着実に積み重ねてきた訪問入浴サービスや居宅介護サービスを実施すると共に、訪問介護や障害福祉サービス事業の拡大を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度において売上高は48億5千万円（前期比1.6%減）、営業利益は6億1千9百万円（前期比10.1%減）、経常利益は為替差損1億2千1百万円を計上し5億3千4百万円（前期比32.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億1千7百万円（前期比42.0%減）となりました。

企業集団の事業別売上高

区 分	売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減率 (%)
ヘルスケア	3,267	67.4	△5.4
プラスチック製品	1,357	28.0	9.0
そ の 他	224	4.6	△1.7
合 計	4,850	100.0	△1.6

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は14億5千万円であり、その主なものはヘルスケア事業の更新を目的とした製造設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

設備投資等に関する資金は、全額自己資金を充当しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 80 期 (平成25年3月期)	第 81 期 (平成26年3月期)	第 82 期 (平成27年3月期)	第 83 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百万円)	4,024	4,301	4,928	4,850
経 常 利 益 (百万円)	458	611	790	534
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	304	408	546	317
1株当たり当期純利益 (円)	27.96	37.61	50.31	29.19
総 資 産 (百万円)	6,483	7,462	8,460	8,882
純 資 産 (百万円)	3,066	3,546	4,283	3,949
1株当たり純資産額 (円)	263.76	305.17	370.82	343.85

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ラジアテックス	千EUR 2,370	% 99.16	医療機器の販売
相模マニファクチャ ラーズ有限公司	千M\$ 120,000	91.60	医療機器の製造販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは現代の変化の激しい国際化の進行する不確実性時代に、大局的見地から経営の在り方を見つめ、情報活用、科学的思考、自由闊達を基盤に、時代に即したビジネスを展開する所存です。安易な選択・集中戦略に陥ることなく、手掛けた分野各々について粘り強い努力により今後も持続的発展を目指します。

当社グループの照準とする領域は主として世界人口70億人の上位10%の高所得者層で、モノを超えたユーザーのニーズに応える高付加価値の商品・サービスの提供に心掛け、高収益を確保する「小さくても光る会社」を標榜いたします。

成長に対する姿勢では、ビジネスの短兵急な拡大路線に邁進せず、能力に見合った着実な成長で長期的繁栄を求めます。

国際戦略では国内外の有為な人材を広く登用しつつ各市場の特性を踏まえた政策で、真の国際企業を実現すべく開かれた経営を模索いたします。

創業80周年を迎えた当社は、新製品の研究・開発、生産システムの見直し、新販売法の研究、社員及び次世代経営層の育成、新事業の起業等々あらゆる側面でイノベーションマインドを発揮して将来に亘る磐石な経営基盤を確立すべく積極的な施策を展開いたします。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

医療機器（コンドーム等）、プラスチック製品（包装用フィルム・シート等）、ヘルスケア製品の製造及び販売、要介護高齢者及び障害者等に対する居宅サービス事業及び居宅介護支援事業

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

相模ゴム工業株式会社 本社 神奈川県厚木市元町2番1号
工場 本社工場 (神奈川県厚木市)
静岡工場 (静岡県焼津市)
福岡工場 (福岡県筑紫野市)
営業所 東京営業所 (東京都世田谷区)
関西営業所 (兵庫県尼崎市)
株式会社ラジアテックス (フランス・パリ市)
相模マニュファクチャラーズ有限公司 (マレーシア・ペラ州)

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
660 (65) 名	35名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は () 内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198 (65) 名	一名	42.5歳	18.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は () 内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,157百万円
株式会社八千代銀行	677
株式会社静岡銀行	250
株式会社三井住友銀行	50
株式会社三菱東京UFJ銀行	50
株式会社みずほ銀行	50
株式会社りそな銀行	50
株式会社神奈川銀行	50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,740,000株
- ② 発行済株式の総数 10,937,449株
- ③ 株主数 2,237名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 跡 一 郎	1,060千株	9.76%
大 跡 典 子	984	9.06
株 式 会 社 横 浜 銀 行	536	4.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	488	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	476	4.38
三菱UFJ信託銀行株式会社	410	3.77
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	327	3.01
相模産業株式会社	324	2.98
資産管理サービス信託銀行株式会社	245	2.25
株 式 会 社 八 千 代 銀 行	200	1.84

(注) 持株比率は自己株式（71,036株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 跡 一 郎	株式会社ラジアテックス社長 相模マニュファクチャラーズ有限公司社長
代表取締役常務	武 田 雅 貴	ヘルスケア事業部製造本部本部長
取 締 役	吉 田 邦 夫	管理本部本部長兼経営計画室室長
取 締 役	福 田 耕 一	プラスチック事業部事業部長兼 プラスチック営業本部本部長
取 締 役	原 信 司	ヘルスケア事業部営業本部本部長
取 締 役	蓼 沼 茂 夫	ヘルスケア事業部製造本部副本部長
常 勤 監 査 役	和 田 孚	
監 査 役	大 跡 典 子	相模産業株式会社取締役
監 査 役	村 田 博	株式会社MURATA・SHOJI代表取締役
監 査 役	伊 藤 卓 二	足利興業株式会社大宮支社長

- (注) 1. 監査役大跡典子、村田博、伊藤卓二の3氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役和田孚氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役和田孚氏は、当社の管理本部本部長を務め、財務・会計業務に携わってきた経験があります。
3. 当社は、伊藤卓二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役三沢博氏及び佐藤正氏は、平成27年6月25日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6名	65,593千円
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (5)	7,400 (4,200)
合 計	12	72,993

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第66回定時株主総会において年額25,200千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度の役員退職慰労引当金の繰入額24,453千円（取締役6名23,953千円、社内監査役1名200千円、社外監査役5名300千円）が含まれております。
5. 上記の支給額には、平成27年6月25日開催の第82回定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役2名に対して支給した役員退職慰労金2,350千円が含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役大跡典子氏は、相模産業株式会社の取締役であります。当社は相模産業株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

監査役村田博氏は、株式会社MURATA・SHOJIの代表取締役であります。当社は株式会社MURATA・SHOJIとの間に取引関係はありません。

監査役伊藤卓二氏は、足利興業株式会社大宮支社長であります。当社は足利興業株式会社との間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

監査役大跡典子氏は、当事業年度において取締役会は5回のうち2回出席、監査役会は4回のうち2回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。

監査役村田博氏は、就任後開催された取締役会は4回のうち2回出席、監査役会は3回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。

監査役伊藤卓二氏は、就任後開催された取締役会は4回のうち2回出席、監査役会は3回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
監査役大跡典子氏は、当社代表取締役大跡一郎氏の3親等以内の親族であります。

ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末において社外取締役を置いておりませんが、平成28年5月18日開催の取締役会にて、第83回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。よって、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

應和監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

決定しておりません。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、株式会社ラジアテックス及び相模マニュファクチャラーズ有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスの強化を重要な経営テーマとして認識し、法令及び定款並びに社内規則等に準拠し、職務を執行し、また各自が適時に、教育・指導を受けることにより取締役及び使用人が法令及び定款に適合することを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内管理を徹底し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、これら文書を必要に応じて、閲覧することが出来るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に存在するであろうリスクを各取締役・事業部門・セクションは、常時把握し、適時に評価・分析する。新たに発生したリスクは速やかにリスク対応責任者を決め、対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、定例の取締役会を開催する他、重要な案件に関しては、必要に応じ、常務会を開催し、迅速に意思決定を行う。また、適時、経営会議が招集・協議され、取締役会での効率的な運営を図り、子会社を含めた取締役の職務の執行内容が報告される。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、コンプライアンスを十分に認識し、法令及び定款並びに社内規則等に準拠し、職務を執行し、また各自が適時に、教育・指導を受けることにより使用人が法令及び定款に適合することを確保する。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団各社の取締役及び使用人は、それぞれの法令及び定款並びに社内規則等に準拠し、職務を執行し、また、当社取締役の子会社取締役の兼務等により、取締役会にて業務内容が報告され、業務の適正を確保し、グループ経営の推進が図られる。

グループ各社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。またグループ各社は、定期的にその事業内容を報告し、重要案件等は事前にその承認を得る。さらに、コンプライアンスに関する問題、リスク管理に関する問題等は親会社の子会社を含め管理・監督する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会より要請された場合、取締役会に通知し、監査役の職務を補助するための使用人を設置するものとする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の補助使用人については、当社の業務から独立し、監査役の指揮命令に服するものとする。また、当社の業務からの独立性を確保するために、使用人の任命、異動等は監査役会の意見を尊重し、行うものとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由にして不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し、会社に重要な影響を及ぼす事象や法令及び定款に抵触する行為や事実が発生するおそれがある時は、速やかに、監査役に報告する。監査役は、稟議書、取締役会議事録その他監査業務に関する書類を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求める。なお、以上の報告をした者の監査役への情報提供を理由として、当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用等は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び経営会議に適時、出席し、取締役及び使用人と経営における運営方法、リスク等の情報を共有し、適時アドバイスし、取締役との連携を図る。

(運用状況)

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(企業価値向上への取組み)

当社は地球の環境問題、食糧需給のアンバランス、飢餓・貧困等諸問題に大きく関わりを持つ人口爆発に対処すべく、世界市場を舞台に選び、意義ある事業を進展させ、真の意味での豊かな社会作りに貢献することを目指して全社員で日々挑戦しております。社員のその取組みにおける基本姿勢は、社会変化を素早く、的確に捉え、ユーザーや消費者の方々が求める高品質、高付加価値の商品・サービスを独自の発想の開発手法と企画力を駆使して提供することにあります。また、今まで世に送り出してきた当社製品が象徴するように、他社に安易に追随する類似製品の上市やマーケティング手法の模倣を極力排除し、ユーザーや消費者の方々が求める高品質で個性溢れるユーティリティの高い製品・サービスを提供することを念頭に日々業務に当たっております。

当社の発展の尺度については必ずしも量的追求に主眼を置かず、利益の最大化及びユーザーや消費者並びに株主の皆様の満足度の最大化をその規準としております。従いまして、当社の基本的方針のキーワードは、以下のように表されると存じます。

- ・物心両面での豊かな社会作り
- ・高価値商品・サービスの提供
- ・利益の最大化
- ・創造性重視
- ・社員の自己啓発と自主性の醸成
- ・柔軟性と即応性を持った経営
- ・グローバルイノベーション対応

昭和9年創業以来、当社に根付いた経営理念や長年にわたり蓄積された開発・生産・営業に関する技術・知識・ノウハウ、取引先との協力関係、営業及びそのネットワークなど、当社の主力事業でありますヘルスケア事業やプラスチック製品事業に対する深い理解や造詣が今後の経営においては、一層ますます重要になってまいります。

当社は変化の激しい現在の社会状況下、確固たる経営基盤とどんな変化にも対応可能な体制を継続的に追求してまいります。また、各事業の活動については経営の集中化及び効率化を進め、創造性の高い製品・サービスの供給に一層拍車を掛けて取組むことで、他社と差別化できる独自性を強く打ち出してまいります。一方、コスト面においてもその優位性を発揮すべく、日々改善の努力をしつつ、システム変更まで視野に入れた抜本的改革にも着手いたします。

グループ会社の経営に当たっても、グループ全体として有機的に機能すべく、グローバルイノベーション戦略の実現を継続し、目指します。

創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、このような取組みを通じて、企業収益の拡大を図ることにより、取引先、従業員等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、全社員一丸となって、社会における企業のあり方・使命を肝に銘じ、株主、また消費者、取引先に信頼をそこなわない、事業活動の向上を目指しております。

よって、当社は、法令を誠実に遵守し、株主利益の最大化に努め、社会的良識をもって行動することにより、社会貢献、企業価値の向上を図ります。

また、当社は、常務会及び取締役会並びに幹部社員参加の経営会議において、経営の透明性を高め、意思決定のスピードアップにも努めております。

なお、監査役会は、3名を社外監査役とし、監査の独立性を維持し、取締役の職務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制としており、加えて内部統制の実効化によりコーポレート・ガバナンスを強化しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

イ. 前述②の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであるので、前記①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ロ. 前述③の取組みについては、大規模買付行為に関する情報提供を求めるとともに、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損する場合に対抗措置を発動する可能性があることを定めるものであり、前記①の基本方針に沿ったものであります。また、その導入については株主意思を尊重するため、株主総会で承認をいただき、更に取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置し、取締役は独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。したがって、当社取締役会は、当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(8,882,265)	(負債の部)	(4,932,903)
流動資産	4,029,197	流動負債	4,574,787
現金及び預金	1,352,022	支払手形及び買掛金	566,914
受取手形及び売掛金	1,682,249	短期借入金	3,335,140
商品及び製品	309,693	未払法人税等	105,050
仕掛品	174,922	賞与引当金	68,598
原材料及び貯蔵品	409,486	その他	499,085
繰延税金資産	45,803	固定負債	358,115
その他	113,752	長期預り保証金	400
貸倒引当金	△58,733	退職給付に係る負債	80,146
固定資産	4,853,067	役員退職慰労引当金	263,847
有形固定資産	4,302,586	資産除去債務	5,311
建物及び構築物	722,642	その他	8,411
機械装置及び運搬具	2,606,097	(純資産の部)	(3,949,362)
土地	846,539	株主資本	4,283,279
建設仮勘定	86,809	資本金	547,436
その他	40,497	資本剰余金	681,385
無形固定資産	5,155	利益剰余金	3,077,186
その他	5,155	自己株式	△22,729
投資その他の資産	545,325	その他の包括利益累計額	△546,836
投資有価証券	472,117	その他有価証券評価差額金	195,839
繰延税金資産	15,583	為替換算調整勘定	△742,675
その他	86,331	非支配株主持分	212,919
貸倒引当金	△28,706		
資産合計	8,882,265	負債純資産合計	8,882,265

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,850,088
売 上 原 価		2,944,973
売 上 総 利 益		1,905,115
販売費及び一般管理費		1,285,821
営 業 利 益		619,294
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	16,852	
作業くず売却益	16,815	
その他の	11,008	44,676
営 業 外 費 用		
支払利息	7,936	
為替差損	121,070	
その他の	142	129,149
経 常 利 益		534,821
特 別 利 益		
固定資産売却益	90	90
特 別 損 失		
固定資産除売却損	796	
投資有価証券評価損	11,826	12,622
税金等調整前当期純利益		522,289
法人税、住民税及び事業税	228,725	
法人税等調整額	△29,672	199,052
当 期 純 利 益		323,236
非支配株主に帰属する当期純利益		6,053
親会社株主に帰属する当期純利益		317,182

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	547,436	681,385	2,868,695	△20,580	4,076,937
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△108,692		△108,692
親会社株主に帰属する当期純利益			317,182		317,182
自己株式の取得				△2,148	△2,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	208,490	△2,148	206,341
当 期 末 残 高	547,436	681,385	3,077,186	△22,729	4,283,279

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	260,935	△307,309	△46,374	252,812	4,283,376
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△108,692
親会社株主に帰属する当期純利益					317,182
自己株式の取得					△2,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△65,096	△435,366	△500,462	△39,892	△540,355
当 期 変 動 額 合 計	△65,096	△435,366	△500,462	△39,892	△334,013
当 期 末 残 高	195,839	△742,675	△546,836	212,919	3,949,362

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(10,241,905)	(負債の部)	(4,838,986)
流動資産	4,885,863	流動負債	4,432,088
現金及び預金	718,595	支払手形	381,998
受取手形	917,986	買掛金	405,310
売掛金	2,577,969	短期借入金	3,335,140
商品及び製品	235,109	リース債	3,604
仕掛品	26,344	未払金	16,473
原材料及び貯蔵品	199,353	未払法人税等	105,050
前払費用	4,624	未払費用	100,521
短期貸付金	143,040	前受金	6,855
未収入金	679,858	預り金	8,534
繰延税金資産	31,621	賞与引当金	68,598
その他の他金	979	固定負債	406,897
貸倒引当金	△649,621	リース債	8,411
固定資産	5,356,041	長期預り保証金	400
有形固定資産	1,066,842	退職給付引当金	76,480
建物	156,017	役員退職慰労引当金	263,847
構築物	19,453	資産除去債務	5,311
機械及び装置	28,874	繰延税金負債	52,448
車両運搬具	9,460	(純資産の部)	(5,402,919)
工具、器具及び備品	12,294	株主資本	5,207,080
土地	829,055	資本金	547,436
リース資産	11,444	資本剰余金	681,385
建設仮勘定	242	資本準備金	681,385
無形固定資産	1,949	利益剰余金	4,000,987
電話加入権	263	利益準備金	136,859
ソフトウェア	1,685	その他利益剰余金	3,864,128
投資その他の資産	4,287,249	別途積立金	3,430,000
投資有価証券	472,117	繰越利益剰余金	434,128
関係会社株式	3,762,151	自己株式	△22,729
長期貸付金	20,654	評価・換算差額等	195,839
その他の他金	59,957	その他有価証券評価差額金	195,839
貸倒引当金	△27,630	負債純資産合計	10,241,905
資産合計	10,241,905		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,137,199
売 上 原 価		4,418,984
売 上 総 利 益		1,718,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,112,963
営 業 利 益		605,251
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,127	
作 業 く ず 売 却 益	14,538	
そ の 他	9,927	37,593
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,936	
為 替 差 損	20,510	
そ の 他	2	28,449
経 常 利 益		614,395
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	90
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	44	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,826	11,870
税 引 前 当 期 純 利 益		602,615
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	227,766	
法 人 税 等 調 整 額	△1,879	225,886
当 期 純 利 益		376,729

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	547,436	681,385	681,385	136,859	3,080,000	516,091	3,732,950	△20,580	4,941,192	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△108,692	△108,692		△108,692	
別途積立金の積立					350,000	△350,000	—		—	
当期純利益						376,729	376,729		376,729	
自己株式の取得								△2,148	△2,148	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	350,000	△81,963	268,036	△2,148	265,888	
当 期 末 残 高	547,436	681,385	681,385	136,859	3,430,000	434,128	4,000,987	△22,729	5,207,080	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	260,935	260,935	5,202,127
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△108,692
別途積立金の積立			—
当期純利益			376,729
自己株式の取得			△2,148
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△65,096	△65,096	△65,096
当期変動額合計	△65,096	△65,096	200,791
当 期 末 残 高	195,839	195,839	5,402,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 10 日

相模ゴム工業株式会社
取 締 役 会 御中

應和監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 田 昌 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 星 野 達 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、相模ゴム工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、相模ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 10 日

相模ゴム工業株式会社
取 締 役 会 御中

應和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 星 野 達 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、相模ゴム工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

相模ゴム工業株式会社 監査役会

常勤監査役	和田	孚	ⓐ
社外監査役	大跡	典子	ⓐ
社外監査役	村田	博	ⓐ
社外監査役	伊藤	卓二	ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤と収益力の強化に努め、株主の皆様に対し安定した配当を維持継続していくことを基本方針としております。このような方針のもと、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は108,664,130円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 270,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 270,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

① 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行することとし、これに伴い監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削減等の変更を行うものであります。

② 責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できる旨の変更等を併せて行うものであります。なお、当該新設につきましても、各監査役の同意を得ております。

③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。

④ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第3章 株主総会 (大規模買付行為対応方針についての決議)</p> <p>第17条 当社は、取締役会の決議により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容（以下大規模買付行為対応方針という）を定めることができる。取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後最初に招集される株主総会の決議によってこれにつき承認を得なければならない。また、当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の決議によって大規模買付行為対応方針の存続につき承認を得なければならない。当社は、取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって大規模買付行為対応方針を廃止することができる。</p>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第3章 株主総会 (大規模買付行為対応方針についての決議)</p> <p>第17条 当社は、取締役会の決議により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容（以下大規模買付行為対応方針という）を定めることができる。取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後最初に招集される株主総会の決議によってこれにつき承認を得なければならない。また、当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の決議によって大規模買付行為対応方針の存続につき承認を得なければならない。当社は、取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって大規模買付行為対応方針を廃止することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数、選任及び解任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は3名以上7名以内とし、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> (新設)</p> <p>2. <u>取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u> (新設)</p> <p>4. 取締役の解任の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(選任及び解任方法)</p> <p>第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>4. 取締役の解任の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(欠員補充)</p> <p><u>第21条</u> 取締役^に欠員を生じたときは、臨時株主総会を開き補欠選挙を行う。但し法定の員数を欠かず、且つ営業に差支えないときは補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(欠員補充)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間中は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役その他)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. 会社を代表する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第32条</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u> (監査等委員会)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p> <p>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(員数及び選任方法)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は3名以上5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(欠員補充)</u></p> <p>第31条 監査役に欠員が生じたときは、臨時株主総会を開き補欠選挙を行う。但し法定の員数を欠かず、且つ営業に差支えないときは補欠選挙を行わないことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに<u>監査等委員である各取締役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる<u>監査等委員である取締役の過半数が出席し、監査等委員である取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(削除)</p>
	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 (新設)</p> <p>(配当金)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を支払う。 (新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 (剰余金の配当等を決定する機関)</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。 (削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日を基準日とし、同日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おお あと いち ろう 大 跡 一 郎 (昭和23年8月26日生)	昭和51年1月 当社入社 昭和53年12月 当社社長室室長 昭和54年12月 当社取締役（企画開発部長） 昭和56年12月 当社常務取締役 昭和59年1月 株式会社ラジアテックス取締役 同 年 同 月 当社代表取締役副社長 昭和63年1月 当社代表取締役社長 現在に至る 平成8年10月 相模マニュファクチャラーズ有限公司取締役 平成19年9月 相模マニュファクチャラーズ有限公司社長 現在に至る 平成20年1月 株式会社ラジアテックス代表取締役社長 現在に至る	1,060,693株
2	たけ だ まさ たか 武 田 雅 貴 (昭和25年12月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成5年5月 当社総合企画室次長 平成7年6月 当社総合企画室部長 平成11年7月 相模マニュファクチャラーズ有限公司社長 平成14年6月 当社取締役 平成17年1月 当社取締役（医療機器製造部長） 平成20年6月 当社代表取締役常務 平成20年7月 当社代表取締役常務（ヘルスケア事業部製造本部本部長） 現在に至る	9,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	よし だ くに お 夫 吉 田 邦 夫 (昭和34年3月1日生)	昭和58年4月 当社入社 平成15年6月 当社経営企画室室長兼経理部次長 平成20年6月 当社取締役 平成20年7月 当社取締役 (経営企画室室長兼管理 本部副本部長) 平成23年6月 当社取締役 (管理本部本部長兼経営 計画室室長) 平成28年4月 当社取締役 (管理本部本部長) 現在に至る	15,000株
4	ふく だ こう いち 福 田 耕 一 (昭和26年1月9日生)	平成3年8月 当社入社 平成13年4月 当社プラスチック営業部次長 平成20年7月 当社プラスチック事業部事業部長兼 プラスチック営業本部本部長 平成22年6月 当社取締役 (プラスチック事業部事 業部長兼プラスチック営業本部本部長) 現在に至る	8,000株
5	はら しん じ 原 信 司 (昭和36年11月2日生)	昭和60年4月 当社入社 平成20年7月 当社ヘルスケア事業部ヘルスケア営 業部部長 平成24年6月 当社取締役 (ヘルスケア事業部営業 本部副本部長) 平成25年6月 当社取締役 (ヘルスケア事業部営業 本部本部長) 現在に至る	3,000株
6	た で め ま し げ お 夫 蓼 沼 茂 夫 (昭和36年11月15日生)	昭和61年4月 当社入社 平成15年6月 当社医療機器製造部次長 平成20年4月 当社ヘルスケア事業部ヘルスケア製 造部部長 平成24年6月 当社取締役 (ヘルスケア事業部製造 本部副本部長) 現在に至る	3,000株
※7	お お あ と けん す け 大 跡 賢 介 (昭和60年5月24日生)	平成25年3月 当社入社 平成28年4月 当社経営計画室室長 現在に至る	2,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
※8	おお あり のり こ 大 跡 典 子 (昭和30年1月15日生)	平成2年11月 比企野小児科医院院長医師 現在に至る 平成20年2月 相模産業株式会社取締役 現在に至る 平成20年6月 当社監査役 現在に至る	984,398株
※9	い とう たく じ 伊 藤 卓 二 (昭和33年3月6日生)	昭和55年4月 株式会社足利銀行入行 平成24年5月 足利興業株式会社入社 平成24年10月 同社大宮支社長 現在に至る 平成27年6月 当社監査役 現在に至る	—

- (注) 1. ※は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※1	和田 ますこと (昭和22年4月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成5年5月 当社購買部次長 平成14年5月 当社医療用具製造部長 平成14年6月 当社取締役(医療用具製造部長) 平成17年1月 相模マニユファクチャラーズ有限公司社長 平成20年7月 当社取締役(管理本部本部長) 平成23年6月 当社監査役 現在に至る	23,000株
※2	村田 ひろし (昭和24年2月23日生)	昭和46年4月 松下電器産業株式会社入社 平成17年4月 コマニー株式会社顧問 平成25年4月 株式会社MURATA・SHOJI 代表取締役 現在に至る 平成27年6月 当社監査役 現在に至る	6,400株
※3	丸山 あきら (昭和23年4月23日生)	昭和47年5月 高千穂交易株式会社入社 昭和52年2月 日本電気ソフトウェア株式会社入社 平成18年7月 日本電気株式会社入社 平成21年4月 同社退職 現在に至る	—

- (注) 1. ※は、新任の候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 村田博、丸山明の2氏は社外取締役候補者であります。
 4. 村田博氏は、企業経営者としての経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 丸山明氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長きにわたりシステムプログラマーとして金融機関向けのシステム開発を担当され、その経験から社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 村田博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、選任され就任した場合には、同所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たか 高 橋 稔 み の る (昭和14年11月6日生)	昭和38年4月 当社入社 平成元年9月 当社ゴム製造部長 平成元年12月 当社取締役 平成14年6月 当社取締役退任 現在に至る	1,510株

- (注) 1. 当社と候補者との間に、特別の利害関係はありません。
2. 高橋稔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋稔氏は、当社取締役として長年企業経営に関与した経験を生かし、職務を適切に遂行いただけると判断しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額1億5千万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

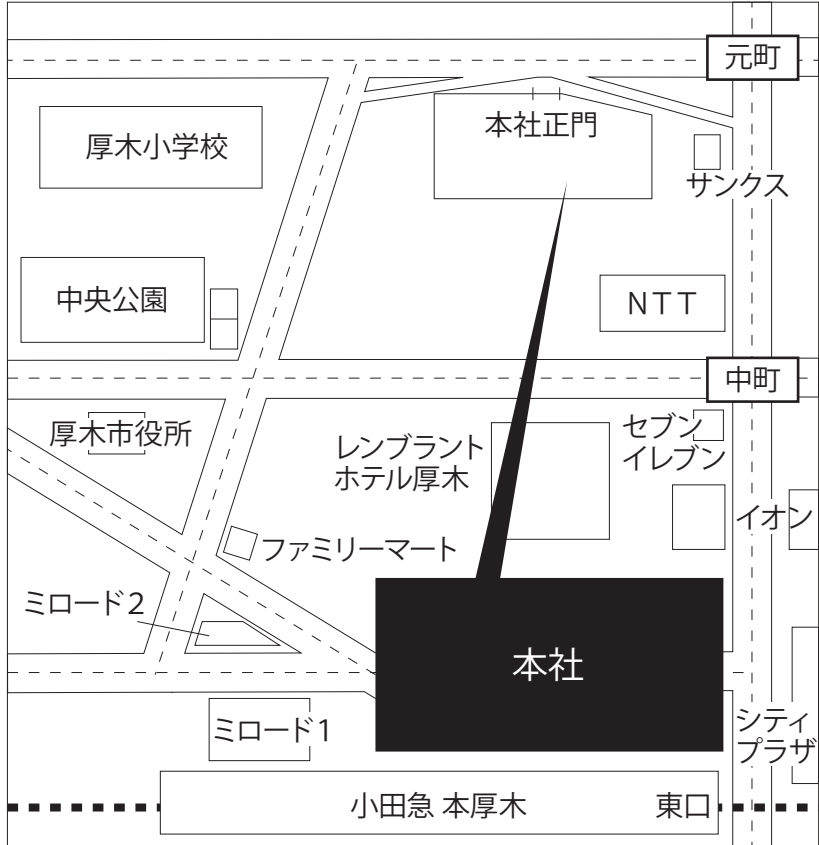
第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 当社 本社会議室
神奈川県厚木市元町2番1号
電話 046-221-2311



(交通のご案内)

小田急線 本厚木駅東口より徒歩15分